

※ご契約に際してご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。お客様に特にご確認いただきたい事項には★印をつけていますので、必ずご確認ください。
 ※この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「パンフレット」や「約款」などをご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みについて

『安心保険プラス(入居者総合安心保険プラス)』は、(1)「入居者損害安心保険プラス」と(2)「入居者賠償責任安心保険プラス」を組み合わせた商品です。なお『安心保険プラス』には、地震保険を付けることはできません。

2. 補償内容について

以下の補償内容は、すべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「パンフレット」や「約款」などをご参照ください。

(1)「入居者損害安心保険プラス」は、火災をはじめさまざまな偶然な事故による家財の損害や、賃貸借契約に基づき入居物件を修理した費用を保険金としてお支払いします。

《家財保険の目的・対象物に含まれるもの(補償される主なもの)》

入居物件に収容される、被保険者(注)が所有する家財となります。
 (注)被保険者は、加入内容確認証に記載の入居者とその同居の親族、および賃貸借契約上の同居人となります。

★《家財保険の目的・対象物に含まれないもの(補償されない主なもの)》

補償されない主なものは次のとおりです。
 ①自動車(125cc以下の原動機付自転車を除く) ②動物、植物 ③義歯、義肢 ④コンタクトレンズ、メガネ ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿 ⑥通貨・預貯金証書(盗難の場合を除く) ⑦コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ ⑧1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属(腕時計を含みます)・宝玉・宝石・書画・骨とう・彫刻物などの美術品 など

《保険金をお支払いする場合(主な補償内容)》

保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。

(1)家財保険金
 ①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・ひょう災・雪災 ⑤建物外部からの物体の飛来 ⑥水ぬれ ⑦騒ぎょう ⑧盗難(注1) ⑨いたづら ⑩水害(注2) ⑪持ち出し家財の損害
 (注1)「盗難」については、被保険者数にかかわらず1事故の支払限度額は家財50万円、補償対象となる貴金属・美術品等は1個または1組ごとに10万円、通貨20万円、預貯金証書の引出し損害は200万円、交通機関の搭乗券5万円となります。
 (注2)「水害」については、損害額が再調達価額の30%未満で、かつ床上浸水にいたらなかった場合は補償対象外となります。

(2)費用保険金

①臨時費用保険金 ②残存物取片づけ費用保険金 ③失火見舞費用保険金 ④賃借費用保険金 ⑤地震火災費用保険金 ⑥ドアロック交換費用保険金 ⑦ピッキング防止費用保険金

(3)修理費用保険金

次の事故による入居物件の損害について、被保険者が賃貸借契約に基づいて自己の費用で修理した場合に修理費用保険金をお支払いします。
 ①風災・ひょう災・雪災 ②建物外部からの物体の飛来 ③盗難 ④いたづら ⑤入居物件の専用上水道管の凍結による破損 ⑥入居者死亡による汚損損害等の原状回復費用

★《保険金をお支払いできない場合(主な免責事由)》

次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

(1)家財保険金・費用保険金の免責事由
 ①ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②ご契約者または被保険者の所有・運転する車両による衝突・接触 ③火災、風災・ひょう災・雪災の事故の際における家財保険の目的の紛失または盗難 ④家財が屋外にある間に生じた損害

(2)修理費用保険金の免責事由

①ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②ご契約者または被保険者の所有・運転する車両による衝突・接触 ③加害者である第三者に損害賠償請求すべき事故(加害者である第三者が確認できない場合を除く) ④入居物件の退去後に発見された損害 ⑤壁・柱・床・はり・屋根・階段などの建物の主要構造部の損害 ⑥共同住宅の場合、ベランダ、バルコニー、玄関、ロビー、廊下、昇降機、門、塀、垣根など共同で利用している箇所の損害

(2)「入居者賠償責任安心保険プラス」は、貸主や第三者への損害賠償などで、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。なお、1回の事故でお支払いする借家人賠償責任、個人賠償責任の保険金の合計額は入居者賠償責任保険金額を限度とします。

《保険金をお支払いする場合(主な補償内容)》

保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。

(1)借家人賠償責任保険
 入居物件にお住まいの方が、火災、破裂・爆発、破損・き損・汚損、水ぬれなどの事故を起こして入居物件に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
 (注1)破損・き損・汚損事故の場合は、損害の額から自己負担額3万円を差し引いた金額を、30万円を限度としてお支払いします。
 (注2)水ぬれ事故の場合は、損害の額から自己負担額1万円を差し引いた金額を、保険金額を限度としてお支払いします。

(2)個人賠償責任保険

日本国内で、被保険者が日常生活において第三者にケガをさせたり、第三者の所有物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ただし入居物件以外の不動産の所有・使用または管理に起因する事故は除きます。
 (注)(1)、(2)の法律上の損害賠償責任は、ご契約者に民法上の「不法行為」や「債務不履行」があった場合に発生します。

★《保険金をお支払いできない場合(主な免責事由)》

次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

(1)借家人賠償責任保険金の免責事由
 ①ご契約者または被保険者の心神喪失や指図に起因する損害賠償責任
 ②入居物件の改築、増築、取壊しなどの工事によるもの ③入居物件の退去後に発見された損害
 (2)個人賠償責任保険金の免責事由
 ①被保険者の職務・業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ③被保険者が所有・使用または管理する財物について正当な権利者に対する損害賠償責任

(3)付帯できる主な特約とその概要

《付帯できる主な特約》

この保険に付帯できる主な特約は次の通りです。

(1)法人等契約の被保険者に関する特約条項
 ご契約者が法人(個人事業主を含む)で、法人の役員または使用人を被保険者(入居者)とする場合は、ご契約時に「法人等契約の被保険者に関する特約条項」を付帯し、被保険者を特定しない無記名でご契約いただくことができます。(特約付帯による追加保険料はありません。)
 この特約により、被保険者は「法人等の役員または使用人で申込書記載の入居物件に居住する者およびその同居親族」となります。また、当社の他の保険契約の被保険者はこのご契約の被保険者とはなりません。

(2)引越に関する特約条項

すでに弊社の保険契約にご加入の被保険者が引越される場合、新たにご契約される転居先の本保険契約に「引越に関する特約条項」を付帯することで、それぞれの賃貸借契約が重複する期間に限り30日を限度として、転居前の入居物件の事故に対しても転居先の本保険契約の内容で保険金をお支払いします。(特約付帯による追加・返戻保険料はありません。)なお、転居前のご契約は転居先のご契約の始期日前日で失効となります。

(3)共同保険に関する特約条項

すべてのご契約は、加入内容確認証に記載の引受少額短期保険業者による共同保険契約であり、「共同保険に関する特約条項」が付帯されます。詳しくは「注意喚起情報 11.共同保険について」をご参照ください。

(4)保険料口座振替特約条項

保険料支払方法が口座振替の場合、「保険料口座振替特約条項」が付帯されます。

3. 引受条件(加入コース)と保険料について

保険料は加入コースと保険期間によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社にお問い合わせください。ご契約いただく加入コースのご選択につきましては、事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう(表2)家財保有額基準表を参照の上、(表1)各加入コースからお選びください。
 (注)想定外の事象によって弊社の経営が悪化した場合やこの商品が不採算となった場合は、保険料の増額または保険金額の削減をおこなうことがあります。また、保険金支払い対象となる事故が多数発生し、それによって弊社の経営が悪化した場合やこの商品が不採算となった場合は、保険金の削減支払いをおこなうことがあります。

(表1)各加入コースの保険金額および保険料

		Aコース	Bコース	Cコース	
保 険 金 額	家 財	400万円	550万円	600万円	
	入居者 賠償責任	借家人賠償責任		2,000万円	
		個人賠償責任			
修 理 費 用		100万円			
保 険 料	保 険 期 間	1年	9,000円	11,000円	12,000円
		2年	15,000円	18,000円	20,000円

※1回の事故でお支払いする借家人賠償責任、個人賠償責任の保険金の合計額は入居者賠償責任保険金額を限度とします。

(表2)家財保有額基準表

間取り	1ルーム、1K、1DK	1LDK、2K、2DK、2LDK	3K、3DK、3LDK
基準額	320万円～520万円	440万円～660万円	420万円～720万円

4. 保険料のお支払いについて

保険料のお支払いについては、ご選択いただいた加入コースの保険料の全額をご契約時に一括してお支払いください。なお、保険料のお支払い方法は現金またはペイジー払、口座振替払、コンビニエンスストア払(一部代理店のみ)からお選びいただけます。

「払込猶予期間等の取扱いについて」

口座振替払の場合は払込期日(注1)の翌々月末(注2)まで払い込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払い込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがあります。
 (注1)口座振替払の場合、払込期日(口座振替日)は、始期日の翌々月の、提携金融機関ごとに弊社の定める期日となります。
 (注2)ご契約者の故意および重大な過失がない場合に限りです。

5. ご契約期間(保険期間)について

保険期間は、1年または2年のいずれかをお選びいただけます。

6. 解約返れい金の有無について

保険期間の途中で退去などに伴いご契約を解約される場合には、「解約受付センター」またはご契約いただいた取扱代理店にお申出ください。ご契約の保険期間のうち未経過期間に対して、弊社所定の短期率表に基づいて解約返れい金としてお支払いします。なお、解約返れい金は、お支払いいただいた保険料より少ない金額となります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

◆解約受付センター

退去される場合には、「解約受付センター」までご連絡ください。
 (センター受付後、あらためて取扱代理店へお電話していただく場合もあります)
 解約受付センター 0120-208-001 受付時間：9:00～18:00(日・祝日、年末年始の休業日を除く)

7. 満期返れい金・契約者配当金について

満期返れい金・契約者配当金はありません。

8. 加入内容確認証について

加入内容確認証は、ご契約いただきました補償内容や取扱代理店を明示したものであり、ご契約後にインターネットなどによりご提供するものです。なお、保険証券の発行を希望されるご契約者には、保険証券を発行します。

◆少額短期保険業者との間で問題が解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくこともできます。

少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関) TEL(フリーダイヤル) 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755
 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 受 付 日：月曜日～金曜日(祝日、年末年始休業期間を除く)

※ご契約に際してご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。お客様に特に不利益になる場合がある事項には★印をつけていますので、必ずご確認ください。
※この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「パンフレット」や「約款」などをご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

★ 1. ご契約締結時における注意事項(告知義務等)について

ご契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出いただく義務(告知義務)があります。ご契約時に弊社が定める保険契約申込書の告知項目について、事実を告知されなかったり、事実と相違することを告知された場合には、ご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効または取消になります。

- ①他人のために保険契約をご契約される場合に、ご契約者その旨を申込書に明記しなかった場合
- ②ご契約者もしくは被保険者が保険の目的についてすでに保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合
- ③ご契約者もしくは被保険者が保険金を不当に取得する目的をもって締結した場合
- ④ご契約締結時にご契約者もしくは被保険者による詐欺または強迫行為があった場合

「法人等契約の被保険者に関する特約条項」について

ご契約者が法人(個人事業主を含む)で、法人の役員または使用人を被保険者(入居者)とする場合は、ご契約時に「法人等契約の被保険者に関する特約条項」を付帯し、被保険者を特定しない無記名でご契約いただくことができます。(特約付帯による追加保険料はありません。)この特約により、被保険者は「法人等の役員または使用人で申込書記載の入居物件に居住する者およびその同居親族」となります。また、弊社の他の保険契約の被保険者はこのご契約の被保険者とはなりません。なお、この特約を付帯する場合は、ご契約時に同時に入居する可能性のある役員または使用人の最大人数を「被保険者数」として告知いただきます。弊社の他の保険契約も合算した被保険者総数が100名を超える場合はお引受けできません。

「引越に関する特約条項」について

すでに弊社の保険契約にご加入の被保険者が引越される場合、新たにご契約される転居先の本保険契約に「引越に関する特約条項」を付帯することで、それぞれの賃貸借契約が重複する期間に限り30日を限度として、転居前の入居物件の事故に対しても転居先の本保険契約の内容で保険金をお支払いします。なお、転居前のご契約は転居先のご契約の始期日前日で失効となります。

★ 2. ご契約締結後における注意事項(通知義務)について

ご契約内容に次の変更などが生じる場合には、遅滞なく取扱代理店へご連絡ください。ご連絡がない場合には、ご契約が無効、失効または解除されることや保険金をお支払いできないことがあります。

- ①ご契約者の姓名・商号変更がある場合
 - ②被保険者の姓名変更がある場合(注1)
 - ③被保険者数に変更が生じた場合(注1)
 - ④保険の目的である家財が全部滅失(入居物件から退去したときも含みます)した場合(注2)
 - ⑤入居物件が住居以外の用途に変更された場合(注2)
- (注1)②、③にかかわらず、「法人等契約の被保険者に関する特約条項」を選択した場合は、通知は不要となります。
(注2)④、⑤の場合、ご契約の変更のお手続きはできません。この場合ご契約は失効または解除となります。

3. 複数契約の禁止について

この契約の被保険者は、重複して弊社の他の契約に加入できません。また、弊社の他の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。この規定は「法人等契約の被保険者に関する特約条項」を選択した場合も適用されます。役員または使用人が居住される際には、弊社の他の保険契約にご加入されていないことをご確認ください。万一弊社の他の保険契約の被保険者であった場合は、保険金のお支払いができません。

★ 4. 補償期間について

保険事故による損害をてん補する期間は、加入内容確認証記載の保険始期の0時に始まり、終期の24時に終了します。保険料は、「保険料口座振替特約条項」を付帯した場合を除き、ご契約と同時に払い込みください。口座振替払をご選択の場合、払込期日に保険料が弊社に払い込まれた場合は、保険始期の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。保険始期日以降であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。

5. 払込猶予期間等の取扱いについて

口座振替払の場合、所定の払込期日(注1)までに保険料を払い込みください。なお、払込期日までに払い込みがない場合は、払込期日の翌々月末(注2)まで払込みの猶予がありますが、猶予期限を過ぎても保険料の払い込みがない場合には、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがあります。(注1)口座振替払の場合、払込期日(口座振替日)は、始期日の翌々月の、提携金融機関ごとに弊社の定める期日となります。(注2)ご契約者の故意および重大な過失がない場合に限りです。

★ 6. 保険金をお支払いできない場合(共通の免責事由)について

保険契約全体にわたり保険金をお支払いできない主なものは次のとおりです。詳しくは「パンフレット」や「約款」などをご参照ください。

- ①ご契約者・被保険者などの故意・重大な過失によって生じた損害(ただし借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険の場合で、その事故の原因が「重大な過失」によるものはお支払いの対象となります)
- ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ③地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害

★ 7. 保険契約の失効について

次のいずれかに該当する場合には保険契約が失効します。

- (1)保険期間開始日以降に、家財保険の目的の全部が滅失(入居物件から退去したときも含みます)した場合
- (2)1回の事故でお支払いする家財保険金が、次のいずれかに達した場合
 - ①加入内容確認証に記載の家財保険金額
 - ②事故時の家財保険の目的の再調達価額の合計額
- (3)1回の事故でお支払いする入居者賠償責任保険金が、加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額に達した場合

8. 保険契約お申込みの撤回などについて(クーリングオフ)

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができる制度のことをいいます。

- (1)クーリングオフができる場合
ご契約者が個人の場合で、保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、ご契約を申し込まれた日またはこの説明書を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)をおこなうことができます。すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフを申出られた場合は、クーリングオフの効力は発生せず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。
(注)ご契約者が法人の場合はクーリングオフの対象外になります。
- (2)クーリングオフの通知方法
クーリングオフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に、直接弊社宛に必ず郵便(普通郵便で可)にてご通知ください。なお、加入内容確認証をご提出いただくこととなりますのでご用意願います。
ご契約を申込みされた取扱代理店ではクーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

- (3)クーリングオフによる保険料の返れい
クーリングオフされた場合には、すでにお支払いいただいた保険料の返れいの手続きを弊社よりご連絡し、手続き終了後返れいいたします。また、弊社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

★ 9. 少額短期保険業者が破綻した場合の保険金のお支払いについて

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」のおこなう資金援助などの措置の対象ではありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

10. 少額短期保険業者がお引き受け可能な保険契約について

- (1)お引き受け可能な保険期間は、2年までとなります。
- (2)お引き受け可能な保険金額は、被保険者1名につき1,000万円までとなります。なお保険事故の発生率が低いと見込まれる賠償責任保険は別枠で1,000万円までお引き受けしています。
- (3)お引き受け可能な被保険者の総数は、1保険契約者につき100名までとなります。

11. 共同保険について

この保険契約は弊社ならびにエタニティ少額短期保険株式会社(注)を引受少額短期保険業者とする共同保険契約であり、各引受少額短期保険業者は、それぞれ上記10.(2)に記載の保険金額をお引き受けし、引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、ご契約時の引受割合または保険金額と、この保険契約が更新される場合の引受割合または保険金額とは、異なることがあります。また、弊社は幹事少額短期保険業者として他の引受少額短期保険業者の業務及び事務の代理・代行を行います。

(注)エタニティ少額短期保険株式会社は、株式会社全管協SSIホールディングスのグループ会社です。全管協SSIホールディングスグループ各社の概要は以下のHPにてご確認ください。

株式会社全管協SSIホールディングス <http://www.zkhd.jp/>
株式会社全管協共済会 <http://www.zk2.jp/>
エタニティ少額短期保険株式会社 <http://www.eternity-ins.com/>

◆この保険に関するご意見・ご相談受付窓口

幹事少額短期保険業者 株式会社全管協共済会 〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-1-5 東京駅前ビル5F
お客様相談窓口 0120-32-9431 受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

★ 12. その他法令などでご注意いただきたい事項について

- (1)保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響が生じた場合には、弊社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額をおこなうことがあります。
 - (2)弊社の経営が悪化した場合や、この商品が不採算となり保険契約の引き受けが困難となった場合は、弊社の定めるところにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。
 - (3)保険金支払い対象となる巨大災害等が発生し、それによって弊社の事業収支が著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。
- (注)共同保険契約の弊社以外の引受少額短期保険業者においても同様となります。

★ 13. 事故が発生した場合について

- (1)弊社は保険金請求に必要な書類を受領した日からその日も含めて30日以内に保険金をお支払いするために必要な調査を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会・調査が不可欠でこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、その調査事由ごとに約款に定める以下の①～④の日数を経過する日までにお支払いします。
 - ①警察・消防等の公の機関による捜査・調査結果の照会:180日
 - ②専門機関による鑑定等の結果の照会:90日
 - ③災害救助法が適用された地域における調査:60日
 - ④日本国外における調査:180日(注)ご契約者・被保険者が正当な理由なくこの調査を妨げまたは調査に応じなかった場合は、その期間は上記の日数には算入されません。
- (2)賠償事故については、取扱代理店や弊社がお客様に代わって示談交渉をすることはできません。賠償事故の示談をすすめるにあたり、賠償額・内容などについては、必ず事前に弊社にご相談ください。

◆事故受付窓口

万一事故が発生した場合には、「保険金請求受付センター」までご連絡ください。
(センター受付後、あらためて取扱代理店へお電話していただく場合もあります)
保険金請求受付センター 0120-551-224 受付時間：24時間365日

14. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報、引受少額短期保険業者が保険引受の判断、本保険契約の履行(保険金支払など)のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびグループ会社が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することがあります。詳細については、弊社ホームページ(<http://www.zk2.jp/>)をご覧ください。

(注)上記の「第三者」とは保険事故の関係者(当事者、少額短期保険業者、損害保険会社、修理業者など)、医療機関、再保険会社などをいいます。

◆少額短期保険業者との間で問題が解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくこともできます。
少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関) TEL(フリーダイヤル) 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755
受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 受付日：月曜日～金曜日(祝日、年末年始休業期間を除く)